

## 田原市土地改良事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地改良施設の保全および改良を図り併せて生産性の高い農業の育成と高福祉農村の建設を目的とし、土地改良区、農業協同組合及び市長が適当と認める団体が行う事業に要する経費に対して交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業区分、種別及び補助率等は、別表に定めるものとする。  
2 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表の事業区分の欄に掲げる事業に要する経費のうち、市長が必要と認めたものとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付の決定を行うものとする。  
2 補助金の交付の決定において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更、又は補助事業を中止、若しくは廃止(以下「変更等」という。)しようとする場合は、補助事業変更等申請書(様式第3号)を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。ただし、愛知県土地改良事業等補助金交付要綱(昭和55年4月1日)別表3に定めるもの以外の変更については、この限りでない。

(変更等の決定の通知)

第7条 市長は、補助事業変更等申請書を受理したときは、第4条及び第5条の例により変更等の決定をし、補助事業変更等決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、補助金概算払請求書(様式第5号)に基づいて、補助金の一部又は全部を概算により補助事業者に交付することができる。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査する。また、必要に応じて現地調査を行う。

2 市長は、前項の審査及び現地調査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

3 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額の合計額と補助金の交付決定額若しくは変更交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金請求書(様式第8号)に基づいて補助金を補助事業者に交付するものとする。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることがある。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令、例規、本要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合

(4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少した場合

(5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

(遅延利息)

第14条 補助事業者は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年2.5%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

3 第1項の規定による延滞金の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に反して、補助財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助財産を用途変更し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、補助財産処分申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助財産が、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

3 市長は、補助財産処分申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助財産の処分を決定し、補助財産処分決定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者が市長の決定を得て財産を処分したことにより収入を得た場合には、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

(必要な指示等)

第17条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(適用の特例)

第18条 国又は県の補助金が市の当該年度の予算により補助事業者に交付されるものについては、この要綱の規定にかかわらず、国又は県が定めた当該補助金の補助金交付要綱の例により補助金を交付するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行し、平成26年4月1日のものから適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

田原市土地改良事業等補助金交付要綱第3条の規定により補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業期間 着手(予定) 年 月 日  
完了(予定) 年 月 日
- 5 補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付 第 号で申請のあった田原市土地改良事業等の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、田原市土地改良事業等補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間  
申請書のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件

様式第3号（第6条関係）

補助事業変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年 月 日付 第 号で交付決定のあった田原市土地改良事業等について、下記のとおり変更等をしたいので、田原市土地改良事業等補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 補助金交付申請額(変更後の総額) 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

補助事業変更等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付 第 号で申請のあった田原市土地改良事業等の補助金については、下記のとおり変更等することに決定したので、田原市土地改良事業等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額(変更後の金額)	金	円

4 補助金の交付条件の変更



様式第5号（第8条関係）

補助金概算払請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年 月 日付 第 号で交付決定のあった田原市土地改良事業等の補助金の概算払を、下記のとおり請求します。

記

- |   |               |   |   |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 交付決定(変更交付決定)額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払請求額        | 金 | 円 |

(添付書類)

収支予算書及び事業計画書、又はその他参考となる資料

補助事業実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年 月 日付 第 号で交付決定のあった田原市土地改良事業等が下記のとおり完了したので、田原市土地改良事業等補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 補助事業実施期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日

2 補助事業の実績及び効果

(添付書類)

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他事業の実施に関する資料

(注) 実績が補助金交付申請書(変更等の承認申請書を含む)の記載事項と変更(軽微な変更)のある場合は、申請書の記載事項を上段に( )書として比較できるようにすること。事業実施の着手又は完了年月日についても変更等のある場合は同様に記入すること。

様式第7号（第10条関係）

## 補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付 第 号で報告のあった田原市土地改良事業等の補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、田原市土地改良事業等補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

### 記

- |   |              |   |   |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額      | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額        | 金 | 円 |

様式第8号（第11条関係）

補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度田原市土地改良事業等の補助金を、下記のとおり請求します。

記

- |   |        |   |   |
|---|--------|---|---|
| 1 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引請求額  | 金 | 円 |

様式第9号（第15条関係）

補助財産処分申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度田原市土地改良事業等により取得し、又は効用の増加した財産について、下記のとおり処分したいので、田原市土地改良事業等補助金交付要綱第15条の規定により申請します。

記

- 1 処分する財産
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由

様式第10号（第15条関係）

## 補助財産処分決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付 第 号で処分申請のあった補助財産について、下記のとおり処分することを決定したので、田原市土地改良事業等補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

### 記

- 1 処分する財産
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由